

愛知県環境影響評価審査会豊田貞宝地区用地部会 会議録

1 日時 2026 年 6 月 23 日（火）午前 10 時から午前 11 時 5 分まで

2 場所 愛知県庁本庁舎 6 階 正庁

3 議事

豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業環境影響評価方法書について

4 出席者

（1）委員

【オンライン出席】

長田部会長、鵜飼委員、神谷委員、龍田委員、塚田委員、横田委員、渡邊委員
(以上 7 名)

（2）事務局

環境局：大谷技監

環境局環境政策部環境活動推進課：

西川課長、小川担当課長、國立課長補佐、佐藤主査、西森主査、林主査、
大島主任

(以上 8 名)

（3）事業者等

7 名

5 傍聴人

1 名

6 会議内容

（1）開会

（2）議事

- ・ 会議録の署名について、長田部会長が龍田委員と塚田委員を指名した。

豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業環境影響評価方法書について

- ・ 資料 1 から資料 5 について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【塚田委員】安易に代償による環境保全措置が行われないように、部会報告案に「環境保全措置としては回避・低減を原則とすること」という文章を追加してほしい。

【事務局】回避・低減を優先するという趣旨を踏まえて、文言を考えさせていただきたい。

【塚田委員】湿地があるため、ヒメタイコウチという昆虫が確認される可能性が高い。調査方法は考えているか。

【事業者】昆虫類はベイトトラップやスリーピングなどにより採集する。

【塚田委員】ヒメタイコウチは湿地の泥の上に生息する傾向があり、採集方法が特殊である。夜行性のため、夜間にピットフォールトラップで採集するのが良い。

【事業者】御意見を踏まえて調査する。

【横田委員】配慮書の審査会で、放流先の流量や水質を考慮して影響評価をするように意見したが、方法書に何も記載がないと思われる。方法書でも追加で意見したい。

また、今回は対象事業の審査と理解はしているが、流域内には事業者の既存事業場があり、流域全体を面的に見た時の総合的な評価が必要ではないか。水環境だけでなく、あらゆる分野でも総合的、複合的な評価が必要であると感じた。

【事業者】一点目について、供用時において、処理設備で処理した排水を周辺の河川に放流する事業計画であり、今後予測、評価する。

【事務局】配慮書の知事意見では、事業実施想定区域周辺に複数の河川が存在しており、周辺河川に放流する計画としていることから、放流先の河川流量、排水の流量、水質を踏まえて、適切な調査、予測及び評価の手法を検討することと意見を述べた。御意見を踏まえて、事務局で部会報告案の修正を検討させていただきたい。

二点目の意見については、検討の上、回答を作成して共有させていただきたい。

<後日、事務局から以下のとおり回答>

対象事業による環境影響について、まずは周辺の環境影響を予測・評価し、影響が一定程度ある場合、下流側への影響を確認する必要があると考える。

環境影響評価準備書において、水質への影響の予測・評価結果が示されるため、その結果を見た上で、さらに下流側への影響確認の必要性について検討をすることとしたい。

【龍田委員】部会報告案に交通量を適切に設定して予測及び評価を行うこととあるが、現地測定するということが良いか。また、交通量だけなのか。騒音も測定するのか。

【事業者】主要な交通ルート沿道の調査地点で、交通量と騒音・振動の調査を行う。

【龍田委員】交通量は、一般的な自動車と工事車両のような大型車両を分けて調査するか。

【事業者】大型、小型等を分類して調査する。

【渡邊委員】整地していない土地を工事で攪乱すると、埋土種子から貴重な植物が出現する場合があるため、考慮していただきたい。

【事業者】工事中に新たに埋土種子が発芽し、希少種が見つかった場合は、その都度適切に対応してまいりたい。

【渡邊委員】できれば、部会報告に文章で盛り込んでいただきたい。

【事務局】御意見を踏まえて、部会報告案の修正を検討させていただく。

【神谷委員】地質・地下水について、対象事業実施区域内だけを調査するとのことだが、周辺の地盤や地下水の状況が分からないと評価が難しいのではないのか。区域外の調査は考えないのか。部会報告にそのような文言を追加してはどうか。

【事業者】事業敷地は鉛川、布袋子川が接しているため、その範囲外に影響は及ばないと考えている。敷地境界で調査範囲を設定している。

【神谷委員】地盤沈下で影響を予測する必要があるのは周辺である。周辺で粘土層の分布の情報は持っていないのか。

【事業者】周辺に関しては、文献調査として地質のボーリング調査の結果を収集している。周辺でボーリング調査を行うのが難しいため、東西南北の公開されているボーリングの情報をできる限り収集している。

【神谷委員】土地の改変によって帯水層の地下水がどのように変化するのか、どの深さの粘土層を対象として地盤沈下を予測するのかといった、きめ細かな検討が必要だと思う。今回の方法書は概略的であり、どの範囲に対して手当するというのが読み取れなかった。部会報告案ももっと踏み込んだ表現があってもいいのではないのか。

【事務局】事務局の思いとしては、前回の審査会で御指摘をいただいていたので、周辺への影響を考慮して「影響が及ぶ範囲やその程度を明確にする」とした。部会報告の修正方針についてご意見をいただきたい。

【神谷委員】対象事業実施区域外の調査をするものということを事業者が受け止めるのだろうか。周辺の地下水位をモニタリングしないと、周辺影響の評価はできない。事業実施区域内で完結するものではない。影響範囲を明確にした上で、調査をするという趣旨の記載でも良いのではないかと思います。

【事務局】御意見を踏まえて、部会報告案の修正を検討させていただく。

【長田部会長】豊田市長から、硫黄酸化物や悪臭を環境影響評価項目として選定して調査、予測及び評価をすることと意見されている。部会報告案は事業計画の具体化にあたり生活環境に配慮することという文章だが、この記載でよいのか。

【事業者】工事で使用する軽油は低硫黄分のものであり、脱硫されているため、そこまでの影響はないと考えている。悪臭は施設の位置を決めるとき項目として選定したが、実態として影響はないと考えている。

【長田部会長】硫黄酸化物についてはモデルシミュレーションをするまでもないという理由になると思うが、悪臭については他でも懸念されており、根拠の出し方を丁寧にした方が、近隣の住民も過度な心配をしなくて済むと思う。豊田市やみよし市は臭気指数での規制だが、名古屋市は特定悪臭物質の濃度により規制しており、工場供用時のトルエンやキシレンなどの使用量から、敷地境界の濃度の予測を根拠として示しておくことは重要であると思う。

【事務局】豊田市及びみよし市における悪臭規制は、御指摘のあったトルエンなどの特定悪臭物質の濃度規制ではなく、臭気指数による規制となる。既存の工場で苦情等はないと聞いており、既存の工場と同様の悪臭対策による生活環境への配慮を講じてもらうことかと考えた。御指摘のあった悪臭の原因となるトルエンのような VOC の状況については、事業者から説明をさせていただく。

【事 業 者】既存の車両工場では、低 VOC 塗料の採用や塗着効率の向上などにより、VOC の排出削減に努めている。また、脱臭装置の設置などの対策により、法令の基準は満足しており、地域の皆様から悪臭に関する苦情は確認されていない。新工場においても、既存工場と同等以上の対策を行い、主な臭気発生源である塗装工程の施設から住居地域までの離隔距離を十分に確保することで、臭気による生活環境への影響はほとんどないものと考えている。

【長田部会長】住民の皆さんは不安だと思うので、図書の中で丁寧に記載しておくなどの配慮が必要だと思う。事務局に伺うが、豊田市長意見を採用しない理由は豊田市にどのように伝えるのか。

【事 務 局】事業者に知事意見を発出する際に、関係市長意見を添付するので、豊田市長意見も事業者に伝わることとなる。事業者の部会での発言内容は議事録に残るため、これらを用いて愛知県から豊田市に説明したい。

【長田部会長】過不足なく理由が豊田市に伝わるのであれば良いと思う。

【長田部会長】部会報告案について、5 の箇条書き部分に、識別が付くように修正した方が明確であり、読みやすいと思う。

【事 務 局】箇条書き部分の記載は検討させていただきたい。

【長田部会長】部会報告については、本日の委員の皆様の意見を踏まえて作成する。その内容については、関係委員に確認の上、部会長に一任いただいてよろしいか。

・部会報告の修正について、部会長に一任することとした。

(3) 閉会